

ご葬儀を終えられた貴方様へ！諸手続きは全ての方に必要です！

ご葬儀後の役所・法律手続でご不便がないように 無料相談のご案内をいたします



朝日屋みんなの相続窓口

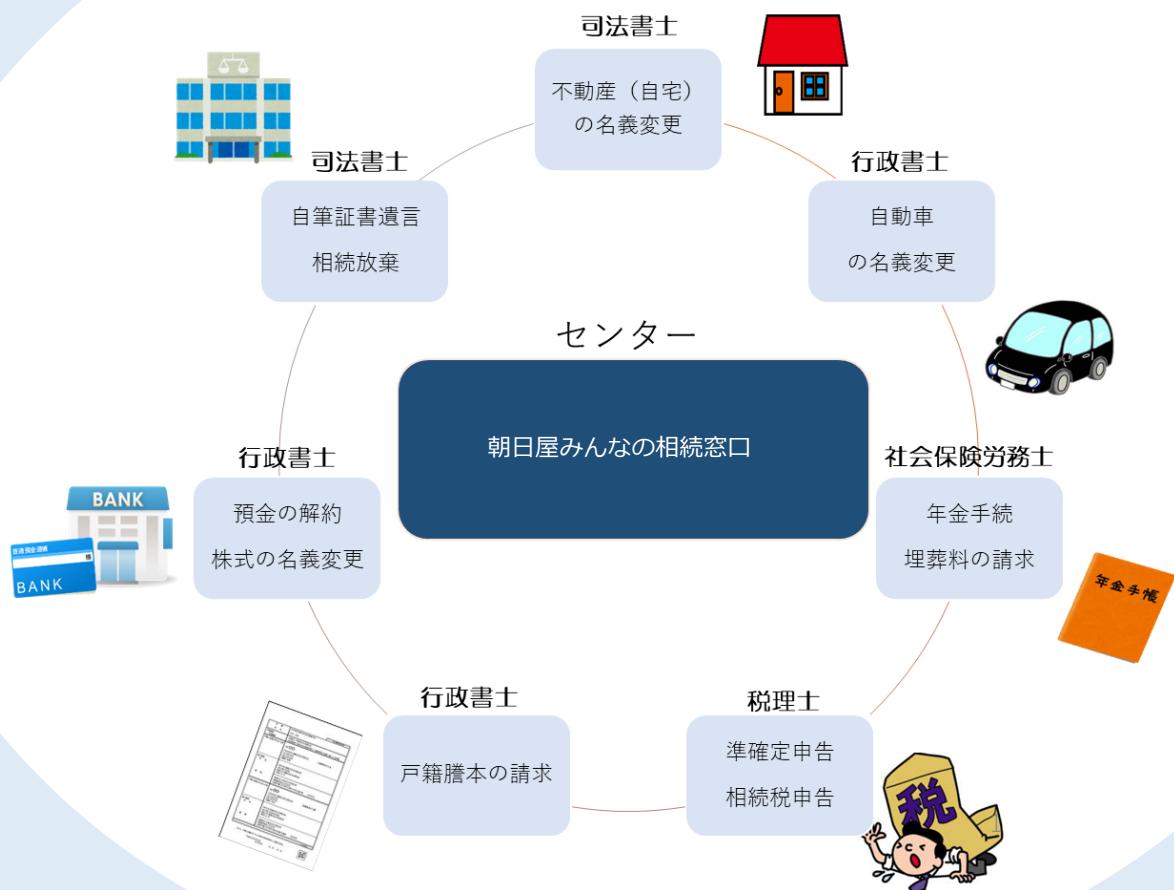
- ◎不動産の名義変更
- ◎遺族年金
- ◎預金の解約
- ◎相続税申告
- ◎株や有価証券・自動車の名義変更

お困りごとの解決実績年間6000件以上



朝日屋みんなの相続窓口は ワンストップサービスで、ご不安を取り除きます

◆ 葬儀後の各種手続 ◆



ご自宅まで無料訪問・ 無料相談にお伺いします

土日祝も無料相談承ります

ご利用者多数のため、日程を調整させていただくケースもございます

期限のある手続きもございますので、早めにご相談して安心して下さい

相続開始から名義変更・申告までの時期

7日以内	死亡届を市町村に提出
3ヶ月以内	財産の概要を調査・相続人の把握
4ヶ月以内	故人の死亡年の所得税申告・納付 財産リストの作成 遺産分割協議書の作成 相続財産の名義変更
10ヶ月以内	相続税の申告納付

相続手続きを放っておくと

相続財産の処分ができなくなることがあります。
先祖代々の土地や財産が他人のものになったりすることがあります。
遺産分割協議書が整わないまま財産を処分してしまったが他の相続人の相続分や遺留分を侵害していると、その相続人の請求により金銭等でそれを補償しなければならなくなることもあります。
故人の借金等の債務を負わなければならなくなることもあります。

相続手続きチェックシート

あてはまるものにチェックを付けてみましょう。

- 相続人が2人以上いる
- 相続人が遠方にいる
- 故人名義の銀行口座がある
- 故人名義の不動産がある
- 故人名義の自動車がある
- 故人名義の株・有価証券がある
- 生命保険の請求漏れがないか心配
- 遺言書がある(遺言書があるかもしれない)
- 故人に借金がある(あるかもしれない)
- 手続き事が苦手なほうである

1つでも当てはまる場合は、

無料相談が出来る「みんなの相続窓口」にご相談ください。